

浜松市告示第244号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和8年4月16日から2週間浜松市天竜土木整備事務所（天竜区役所内）において一般の縦覧に供する。

令和8年4月16日

浜松市長 中野 祐介

路線名	区 間	供用開始の期日	摘要
水窪柱戸線	浜松市天竜区水窪町地頭方 1021 番 4 から 浜松市天竜区水窪町地頭方 1022 番 23 まで	令和8年4月16日	